

事案概要一覧（和解案提示理由書）

番号	事案の概要
1	本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、本件事故発生から6か月経過後の精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の減額は不当であるとして申し立てた事例。
2	本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害、財物損害（自宅建物・自動車）、ペット（猫）死亡の慰謝料等の損害賠償を求めた事例。
3	本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人ほか1名が、避難費用、精神的損害、財物損害（動産）等の損害賠償を求めた事例。
4	本件事故当時、本宮市に居住していた申立人らが、自主除染費用、自主的避難に係る損害の損害賠償を求めた事例。
5	本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用、就労不能損害、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。
6	本件事故当時、浪江町に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。
7	本件事故当時、いわき市で水産物加工品の製造販売業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。
8	本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難生活のために購入した衣類、家具等の購入費用について、損害賠償を求めた事例。
9	本件事故当時、千葉市に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。
10	本件事故当時、大熊町において養鶏業を営んでいた申立人が、財物損害（営業用動産）について、損害賠償を求めた事例。
11	本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内他市に避難したため、通勤費用増加分、就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。
12	本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用（交通費・宿泊費）、精神的損害及び就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。
13	本件事故当時、双葉町に居住していた申立人らが、精神的損害及び財物損害等（土地、建物、家財、事業用動産及び借地権）の損害賠償を求めた事例。
14	茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料の賠償が認められた事例。
15	旧緊急時避難準備区域（南相馬市）に居住している申立人らについて、滞在者慰謝料、避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用（自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分）、自宅の除染費用が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号15）において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示）。
16	福島県の阿武隈山地において立木の伐採、販売等の林業を営む申立人について、山林の立木伐採権が全損と評価されて賠償された事例。

17	薬品の製造販売業を営む申立会社について、 ① 原発事故により旧警戒区域内の工場の設備が使用できなくなったため、他の工場に事業継続に必要な代替設備（建物・建物附属設備を含む）を設置した代替設備取得費用の相当額が賠償された事例。 ② 早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、旧工場の操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益の賠償額が算定された事例。
18	いわき市で木材の製材、加工、販売を営む申立会社について、従業員らの避難に伴う休業及び事業再開後の風評被害による逸失利益等が賠償された事例。
19	旧警戒区域の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用、工場の土地建物の財物損害が賠償された事例。
20	自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族らの捜索を継続できなかったことによる精神的損害が賠償された事例（本集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号20）において、賠償が認められる主体の範囲、損害である慰謝料の算定方法及び慰謝料の具体的金額等を提示）。
21	双葉町（帰還困難区域）に居住し、過去に平成24年8月31日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年9月1日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手続の包括請求用紙の交付を依頼したところ、被申立人から包括請求の始期は一律同年6月1日とする運用であるとして、用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、遅延損害金を付した一部和解が成立した事例。
22	居住制限区域から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したことなどを考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例。
23	特定避難勧奨地点が多数設定されている南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、和解提示時である平成26年1月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号23）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）。
24	福島県浜通りの市町村（旧警戒区域・旧計画的避難区域を含む。）における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、一般会計及び特別会計の各損害に係る和解が成立した事例。
25	特定避難勧奨地点が多数設定されていた地域である伊達市霊山町や月舘町（自主的避難等対象区域）に居住していたものの、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、同地域の特定避難勧奨地点が設定された平成23年6月30日から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成25年3月までを賠償期間として、一人当たり月額7万円の精神的損害等が賠償された事例（和解案提示

	理由書（掲載番号２５）に賠償期間、和解案の理由等が示されている。）。。
26	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、和解提示時である平成２６年４月まで一人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２６）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）。。
27	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人について、和解提示時である平成２６年４月まで一人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例（上記申立人を含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２７）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）。。
28	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、和解提示時である平成２６年４月まで一人当たり月額１０万円の精神的損害等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号２８）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。）。。
29	茨城県で魚を原料とする食品添加物を製造し、外国に輸出していた申立会社について、当該外国政府による水産物の輸入禁止措置の影響で輸出先の当該外国の企業から取引を停止されたことによって生じた営業損害等が賠償された事例（和解提示理由書あり・掲載番号２９）。
30	葛尾村に居住していた申立人らの所有する不動産、家財、農機具等の財物について、いずれも原発事故後６年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号３０）に和解案の理由（財物損害の価値減少率について）が示されている。）。。
31	コンサルタント業を営む申立人について、外国人が発注したヨットの建造を中国地方で行う事業についてのコンサルタント契約が原発事故の影響により解消されたとして、契約解消に伴う逸失利益の賠償が認められた事例（和解案提示理由書あり。掲載番号３１）。
32	千葉県松戸市でウィークリーマンション業を営む申立会社について、原発事故の寄与度を５割として、風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例（和解案提示理由書あり。掲載番号３２）。
33	千葉県松戸市で宿泊業を営む申立会社について、原発事故の寄与度を４割として、風評被害による逸失利益の賠償が認められた事例（和解案提示理由書あり。掲載番号３３）。
34	帰還困難区域から避難した申立人について、中間指針第四次追補第２の１の指針Ⅰ）①に基づく精神的損害が１００万円増額された事例（和解案提示理由書あり。掲載番号３４）。
35	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住する申立人らについて、居住地の①福島第一原子力発電所との位置関係（方角及び距離）、②避難指示等対象区域との近接性、③公表された放射線量及び④自主的避難の状況を自主的避難等対象区域と比較、検討して、自主的避難等対象区域と同水準の賠償が認め

	られた事例。（和解案提示理由書あり。掲載番号35）
36	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らのうち、自宅は特定避難勧奨地点に指定されなかったが、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯（事故時は妊婦及び子ども4名を含む）の自宅土地建物及び家財について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、自宅土地建物については時価相当額の少なくとも20%の財物価値が減少し、家財については東京電力の本賠償における居住制限区域等の基準額の少なくとも半額の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、建物及び家財に対し申立人らから提出された資料に基づいて本件事故との因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例（和解案提示理由書あり。掲載番号36）
37	旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区内の地区）から小学生以下の子供らをつれて避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、避難費用や子供らの精神的損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号37）に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている）。
38	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子2名（兄、妹））について、申立人子（妹）の避難先での就学上の事情を考慮して、平成27年4月分以降の面会交通費が賠償された事例。（和解案提示理由書あり。掲載番号38）
39	自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部において特定避難勧奨地点が設定されたことを踏まえ、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成23年11月から平成25年3月まで（ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで）の間、1人あたり月額7万円が賠償された事例（和解案提示理由書あり。）。
40	原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら及び被相続人（亡祖父。申立人らのうち4名が法定相続分の限度で相続。）のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額30万円）の増額分として各10万円の賠償が認められるなどした事例。